

## 平成26年度 第8回吹田市建築審査会議事録

開催日時 平成27年1月20日(火) 午前10時00分  
開催場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室  
出席委員 大砂会長 押川会長代理 木多委員 江川委員 井川委員 稲田委員

会長 定刻になりましたので会議を開催いたします。事務局より第20号議案の説明をお願いします。

事務局

### 第20号議案説明

予定建築物 一戸建ての住宅

該当適用条文 建築基準法第43条第1項ただし書き

会長 ただ今の事務局の説明にご質問、ご意見ございますか。

委員 この空地は何戸の建物が利用していますか。

事務局 今回の申請地とその西側3戸の計4戸です。空地の突き当りの建物は南側の法第42条道路に接道している敷地と同一敷地として確認の処分がされています。他の2戸は法第43条第1項ただし書きの許可が必要になる以前に空地を利用し確認の処分がされています。

委員 申請地の東側の建物はこの空地を利用していないのですか。

事務局 山田川の西側にある通路を法第43条第1項ただし書きを適用する空地として、平成18年に許可を受けております。

委員 申請地の南側の敷地は接道しているので、建て替えがあっても空地部分は後退されないですね。申請地南側の空地は今後拡がらないのですか。

事務局 敷地との段差もあり、拡幅は難しいと思います。

委員 空地の所有権はどうなっていますか。

事務局 申請地对側の敷地の土地所有者が所有しております。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。同意することについて異議ございませんか。ないようですので同意することといたします。それでは事務局より報告事項をお願いします。

事務局

報告事項 法第43条第1項ただし書き許可 1件

会長 ただ今の報告事項について、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 指定建ぺい率40%というのは、風致地区であるからですか。

事務局 そうです。

委員 申請地の南北にある一戸建ての住宅は、それぞれ専用通路となっているのですか。

事務局 そうです。

会長 その他ご質問、ご意見ございませんか。ないようですので、報告は以上とします。それでは、事務局からその他、連絡事項があればお願いします。

事務局 次回の建築審査会は2月19日午後2時から高層棟4階の特別会議室での開催を予定しております。今回の署名委員は押川委員、木多委員にお願いいたします。

会長 それでは建築審査会を終了いたします。ありがとうございました。